

指定居宅サービス事業者等の指定の取消しについて

令和5年2月24日（金）

茨木市が実施した監査の結果、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき、令和5年2月22日付で下記のとおり事業者の行政処分を行いました。

記

1 処分対象事業者

- (1) 法人名 マミートラスト株式会社
- (2) 代表者 代表取締役 岩崎昌江
- (3) 所在地 大阪府茨木市南春日丘二丁目3番6-1506号

2 処分対象事業所

- (1) 事業所名称 介護サービスCOCORO
- (2) 所在地 茨木市玉櫛一丁目2番1-204号
- (3) 指定年月日及びサービスの種類
 - ・平成28年4月1日 訪問介護・訪問介護相当サービス（介護保険法）

3 行政処分内容及び期間

- (1) 処分の内容 訪問介護・訪問介護相当サービスの指定の取消し
- (2) 指定取消年月日 令和5年3月31日

4 行政処分を行う理由

(1) 訪問介護

ア 人員基準違反

- ・事業所の開設当初（平成28年4月）から平成28年12月まで、及び平成29年7月から令和4年4月までの間、管理者及びサービス提供責任者を事業所に配置していなかった。

イ 不正請求

- ・初回加算において、複数名について、サービス提供責任者による同行訪問等の算定要件を満たしていないにもかかわらず、既に退職しているサービス提供責任者の氏名をサービス提供記録に記載し、介護給付費を不正に請求し、受領した。

ウ 虚偽の報告

- ・監査期間中（令和3年11月24日）、令和2年8月から令和3年10月までの勤務予定（実績）一覧表及び出勤一覧表に既に退職している管理者兼サービス提供責任者の氏名を記載し、その者の印鑑を押印し、出勤しているとする虚偽の報告を行った。
- ・監査期間中（令和3年11月24日）、令和2年8月以降、既に退職している管理者兼サービス提供責任者の印鑑を押印しているサービス提供記録を提出し、

虚偽の報告を行った。

- ・ 監査期間中（令和4年5月13日）、実際には令和2年7月に退職している管理者兼サービス提供責任者について、令和4年4月30日に退職したとする虚偽の変更届を提出した。
- ・ 監査期間中（令和4年7月4日）、帳簿書類等の提出において、従業者の源泉徴収票の提出の求めに対して、「控えとして残っていないため」とする虚偽の報告を行い、提出しなかった。また、賃金台帳の写しや総勘定元帳の写しについても、「作成していないため」とする虚偽の報告を行い、提出しなかった。さらに、給与の支払実績の分かるもの全ての写し（前管理者兼サービス提供責任者の令和2年4月分から令和2年7月分まで）についても、実際の給与の支払実績と異なる給料支払明細書（控）を法人代表者自ら作成し、虚偽の報告を行った。

エ 虚偽の答弁

- ・ 令和4年6月27日、法人代表者である管理者兼サービス提供責任者に対し、監査の実施に係る立入り及び帳簿書類の検査並びに帳簿書類の提出を求める文書を手交しようとするも、文書の受取り及び事業所への立入り等を拒否した。
- ・ 令和4年6月27日、法人代表者は、開設当初（平成28年4月）からの管理者兼サービス提供責任者として指定申請書に記載のあった者について、勤務実態がないにもかかわらず、「平成28年4月から8か月程度は勤務してもらっていた」と虚偽の答弁をした。
- ・ 令和4年11月7日、法人代表者は、法人から平成28年11月から令和4年4月までの常勤職員として届出がなされている前管理者兼サービス提供責任者である者について、平成29年8月以降、常勤職員としての勤務実態がないにもかかわらず、「平成29年1月から令和2年7月まで（常勤職員かつ管理者兼サービス提供責任者として勤務している）だと思っている」と虚偽の答弁をした。
- ・ 令和4年11月7日、法人代表者は、法人から平成28年11月から令和4年4月までの管理者兼サービス提供責任者として届出がなされている者について、平成29年8月以降、管理者兼サービス提供責任者としての勤務実態がないにもかかわらず、「平成29年1月から令和2年7月まで（管理者兼サービス提供責任者として勤務している）だと思っている」と虚偽の答弁をした。

オ 不正の手段による指定

- ・ 指定申請時に、勤務する予定のない者を管理者兼サービス提供責任者として申請書類に記載し、人員基準を満たしているかのような虚偽の申請を行い、不正な手段により指定を受けた。

(2) 訪問介護相当サービス

ア 介護保険法に違反

- ・ 第1号事業（訪問介護相当サービス）と一体的に運営する介護保険法上の訪問介護において、人員基準違反、介護給付費の請求に関する不正、虚偽の報告、

虚偽の答弁及び不正の手段による指定が行われた。

5 欠格事由該当者

マミートラスト株式会社 代表取締役 岩崎昌江

福祉部 福祉指導監査課 電話 072-620-1809 (ダイヤルイン)
